

長岡市監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

平成30年3月2日

長岡市監査委員	金山宏行
同	北村敏雄
同	篠田弘成
同	高野正義

1 監査の対象

消防本部 総務課
警防課（指令室、救急管理室を含む。）
長岡消防署（関原・新町・越路出張所を含む。）
教育委員会
教育部 学務課

2 監査の範囲

平成29年度の財務に関する事務その他の事務及び事業の執行状況

3 監査の期間

平成30年2月6日から2月20日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ提出を求めた資料と関係諸帳簿類とを主体に照査検討するとともに、関係職員の説明を聴取し、その執行状況から主として財務に関する事務の適法性、効率性について監査しました。

5 監査の結果

監査の対象	監査の結果
総務課	適正に処理されてきました。
警防課	適正に処理されてきました。
長岡消防署	適正に処理されてきました。
学務課	適正に処理されてきました。